

村上市蒲萄スキー場 索道安全報告書

平成 26 年度版



蒲萄第 1 ペアリフト

蒲萄第 2 ペアリフト

1. 利用者の皆様へ

当市の索道事業に対して、日頃よりご利用とご理解をいただき誠に有難うございます。

当市は、安全輸送の確保を第一に掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

2. 基本方針

(1) 基本方針

当市の運営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、市長以下職員、従事員に周知・徹底しております。

市長は、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定め、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めております。また、職員等は、次に掲げる安全に係る行動規範を理解し、輸送の安全確保に努めております。

- ① 一致団結して輸送の安全の確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(本規程を含む)をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いに努めること。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置を行うこと。
- ⑥ 情報は漏れのないよう迅速、正確に伝えること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めること。

(2) 安全目標

平成26年度の目標は次のとおりです。

区分	項目	内容
定量的な目標	係員のミス設備不具合による事故	乗客等の障害事故0件を目標
	人身障害事故	乗客等の障害事故0件を目標

3. 事故等の発生状況

(1) 索道運転事故(索道人身障害事故)

平成26年度、索道運転による人身障害事故はありません。

(2) 災害(地震や暴風雨、豪雪など)

平成26年度、災害による運行停止はありません。

(3) インシデント(事故の兆候)

平成26年度、国土交通省へのインシデント報告はありません。

(4) 行政指導等

平成26年度、行政指導はありません。

(平成26年8月運輸安全マネジメント評価実施)

4. 輸送の安全確保のための取組み

(1) 人材教育

①シーズン営業開始前に施設及び取扱いについての安全教育を実施しました。(12月)

②索道技術研修会、地区部会索道研修、索道技術管理者研修、雪上車両講習会へ参加しました。(4月、7月、10月、1月)

(2) 緊急時対応訓練

①シーズン営業開始前、索道係員、パトロールを含む職員一同にて救助訓練を実施しました(12月)

②AED操作を含む救急法講習会を開催し、全従業員で受講しました。(12月)

(3) 安全のための投資と支出

安全の維持・向上のため、年度毎の修繕計画をたて、それに基づき修繕を行っています。なお、26年度に行った主要な整備・修繕は下記のとおりです。

第1 ペアリフト

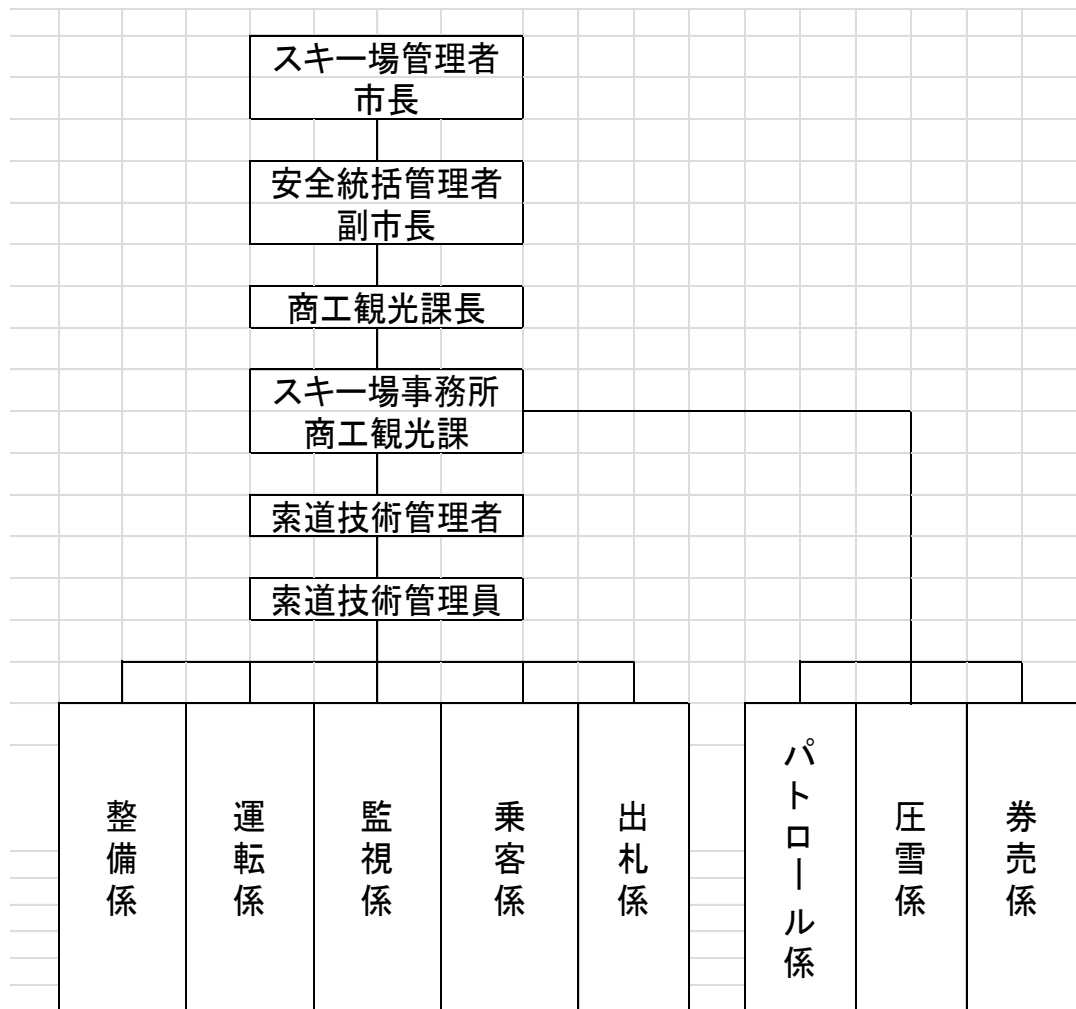
- ・主減速機オーバーホール
- ・原動滑車ゴムライナー交換
- ・緊張油圧ユニット交換
- ・直結制動装置油圧ユニット交換
- ・原動ドームアクリル板交換
- ・握索機交換 (一部)

第2 ペアリフト

- ・支えい索切り詰め
- ・非常用制動機ブレーキパット交換
- ・握索機交換 (一部)

5. 当市の安全管理体制

安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



スキー場管理者	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	索道の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6. 利用者の皆さまの連携とお願い

(1) より安全で信頼される索道をつくるため、皆さまからのお寄せいただいた声を役立てています。

(2) リフト乗車時のお願い

- ① 乗り方に慣れないお客様は、係員にそのことを申し出て下さい。
- ② 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないでください。
- ③ 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさないでください。
- ④ ストックで雪や索道施設を突かないでください。
- ⑤ 徒歩での乗車はできません。滑走用具を装着してください。
- ⑥ お子様をおんぶ、抱っこしての乗車はできません。
- ⑦ 下り線の乗車はできません。
- ⑧ その他安全輸送を妨げる行為はしないでください。
- ⑨ 改札後は係員の指示に従ってください。

7. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当市の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

〒958-8501

新潟県村上市三之町1番1号

村上市 商工観光課 観光交流室

TEL.0254-53-2111 FAX.0254-53-3840

mail : kanko-sb@city.murakami.lg.jp